

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名 競争入札参加資格審査要綱

平成17年12月 1 日

告示第141号

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、阿波市が発注する物品の購入等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について定めるものとする。

(入札に参加することのできない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由のある場合を除くほか、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 阿波市財務規則（平成17年阿波市規則第37号）第98条第2項（同規則第111条第2項において準用する場合を含む。）の規定による名簿への登載がなされていない者

(申請書)

第3条 入札に参加する資格（以下「資格」という。）の審査を受けようとする者は、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類（以下「添付書類」という。）をそれぞれ一部添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 経歴書（様式第2号）
- (2) 法人にあっては登記簿謄本、個人にあっては申請に係る営業を現にしている旨を証明する書面
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（個人であって青色申告をしていない者は、省略することができる。）
- (4) 法人県民税、事業税並びに消費税及び地方消費税について未納の額のないことの証明書
- (5) 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する者でないことを証明する書面
- (6) 印鑑証明書
- (7) 使用印鑑届（様式第3号）

- (8) 特約店又は代理店にあつては、それを証明する書面
- (9) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合にあっては、これらを受けていることを証明する書面の写し
- (10) 契約の締結につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあつては、委任状（様式第4号）
- (11) 契約の締結等につき県内にある支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあつては、その支店、営業所等に係る法人県民税及び事業税について未納の額のないことの証明書
- (12) 阿波市の区域内に主たる営業所を有するもの及び契約の締結等につき市内にある支店、営業所等に属する者を代理人に選任する場合にあつては、その支店、営業所等の阿波市発行の納税証明書について未納の額のないことの証明書
（申請書の提出期間）

第4条 申請書及び添付書類は、平成25年1月15日から2月15日までを最初の期間とする隔年ごとの1月15日から2月15日までに提出しなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（資格審査）

第5条 市長は、前2条の規定により申請書及び添付書類の提出を受けたときは、申請書及び添付書類に不備がないか確認後、入札に参加する能力を有するかについて審査し、資格を認定する。

- 2 前項の規定による資格の認定は、前条ただし書の規定により申請書及び添付書類が提出された場合を除き、平成25年6月1日を最初の期日とする隔年ごとの6月1日に行うものとする。

（資格の有効期間）

第6条 資格の有効期間は、前条第2項に定める日から2年間とする。

- 2 第4条ただし書の規定により申請書及び添付書類を提出し認定を受けた資格の有効期間は、前項の規定にかかわらず、同項の期間の残存期間とする。

（資格の取消し）

第7条 市長は、第2条各号又は次の各号のいずれかに該当すると認められる者の資格を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は

検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 市長は、前項の規定により資格を取り消したときは、その者に通知するものとする。

(変更届)

第8条 申請者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、直ちに、一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請変更届（様式第5号）に第3条各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は商号、名称、氏名若しくは代表者の氏名

(2) 登録印鑑又は使用印鑑

(3) 営業種目

(4) 契約の締結等につき支店、営業所等に属する者を代理人に選任した場合にあっては、その支店、営業所等の所在地若しくは名称又はその代理人

(5) その他市長が必要と認める事項

2 申請者は、その営業を休止し、若しくは廃止したとき又はその休止した営業を再開したときは、その旨を書面により市長に届け出なければならない。

附 則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年7月1日告示第80号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年1月11日告示第3号）

この告示は、平成23年1月14日から施行する。

附 則（平成24年12月17日告示第117号）

この告示は、平成24年12月17日から施行する。

附 則（平成27年12月14日告示第107号）

この告示は、平成27年12月14日から施行する。

使用印鑑届

年 月 日

阿波市長殿

届出者 住所又は所在地

商号又は名称

氏 名

印

（代表者の氏名）

阿波市との契約の締結、代金の請求及び受領その他一切の商取引に関しましては、次の印鑑を使用したいので届けます。

使用印鑑



委 任 状

年 月 日

阿波市長 殿

委任者 住所又は所在地
商号又は名称
氏 名
(代表者の氏名)

印

私は、次のとおり代理人を選任し、権限を委任します。

- 1 入札書の提出
- 2 契約の締結
- 3 物品の納入
- 4 代金の請求及び受領
- 5 その他阿波市との商取引に係る一切の権限

委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

| | | |
|-----------------|-----|---|
| 支店、営業所等 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| 代 理 人 の 職 氏 名 | | 印 |
| 郵 便 番 号 | | |
| 連 絡 先 電 話 番 号 | | |
| 連 絡 先 F A X 番 号 | | |
| メ ー ル ア ド レ ス | | |

誓 約 書

私は、以下に掲げる者に該当しないことを誓約します。

1 被保佐人

2 被補助人

年 月 日

阿 波 市 長 様

住 所

氏 名

実印

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請変更届

年 月 日

阿波市長 様

届出者 住所又は所在地

(ふりがな)
商号又は名称

氏 名
(代表者の氏名)

印

郵便番号

連絡先電話番号 () - () - ()

連絡先FAX番号 () - () - ()

年 月 日付けで提出した一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、次のとおり変更があったので届けます。

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 付記 |
|------|-----|-----|----|
| | | | |